

第 1 章 総則

第1章 総則

1-1 目的

1. この給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、交野市水道事業給水条例（以下「給水条例」という。）、交野市給水条例施行規程（以下「給水条例施行規程」という。）及びその関係法令に基づき、給水装置工事の設計と施工に関して必要な事項を定めることを目的とする。

1-2 用語の定義

1. 給水装置

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（水道法第3条第9項）また、ビル等で一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合は、配水管から受水槽の注入口までが給水装置であり、受水槽以下は、これにあたらぬ。

2. 給水装置の種類

① 給水装置の種類及びその意義は次の3種類とする。（給水条例第4条）

ア. 専用給水装置

1戸あるいは1事業者がもつぱら使用するもの。

イ. 共用給水装置

2戸以上が共同で使用するもの。

ウ. 私設消火栓

消防用として使用するもの。

3. 給水装置工事

「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。（水道法第3条第11項）これは給水装置の新設、改造、増設、撤去、修繕に関する工事をいう。

（給水装置の軽微な変更（※）であるときを除く。）

※給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替及び補修並びにコマ、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る。）をいう。

1-3 給水の義務と施行

1. 給水装置工事は、市又は管理者が法第16条の2第1項により指定をした指定給水装置工事事業者が施工する。（給水条例第8条第1項）
2. 水道事業者は、事業計画に定める給水区域の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。（水道法第15条第1項）
3. 給水装置工事をしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

ただし、水道メーター(以下「メーター」という。)を超え給水栓までの間の修繕に限っては、この限りでない。(給水条例第6条第1項)

4. 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指定することができる。(給水条例第8条第3項)
5. 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第6条に規定する基準に適合しているものでなければならない。(給水条例第8条の2第1項)
6. 管理者は、災害等による給水装置の損傷の防止及びその復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、配水管の取付口からメーターまでの間の給水装置(鉄蓋類を含む。)の構造及び材質を指定することができる。(給水条例第8条の2第2項)
7. 給水装置工事の費用は、工事申込者の負担とする。(給水条例第7条)

1-4 指定給水装置工事事業者制度

1. 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指定をすることができる。(水道法第16条の2第1項)
 - ① 指定給水装置工事事業者制度は、水道需要者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令に定める基準に適合することを確保するため水道事業者が、その給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができる者と認められた者を指定する制度である。
 - ② 指定給水装置工事事業者が行う給水装置工事の技術力を確保するために、国家試験により全国一律の資格を持つ給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)を置くこと。
2. 指定の基準(水道法第25条の3第1項)
 - ① 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - ② 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
 - ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ. 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ. この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ニ. 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - ホ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる

相当の理由がある者

へ. 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者であるもの

3. 指定の更新（水道法第 25 条の 3 の 2）

- ① 水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定給水装置工事事業者制度は、5 年ごとに更新手続きが必要となり、更新を行わなければ、有効期限の経過によって失効の取扱いとなる。
- ② 水道法附則第 3 条により、最初の水道法第 25 条の 3 の 2 第 1 項の更新についての有効期限は次のとおりである。
 - ア. 指定を受けた日が平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日の場合は、令和 2 年 9 月 29 日が有効期限である。
 - イ. 指定を受けた日が平成 11 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日の場合は、令和 3 年 9 月 29 日が有効期限である。
 - ウ. 指定を受けた日が平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日の場合は、令和 4 年 9 月 29 日が有効期限である。
 - エ. 指定を受けた日が平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日の場合は、令和 5 年 9 月 29 日が有効期限である。
 - オ. 指定を受けた日が平成 25 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日の場合は、令和 6 年 9 月 29 日が有効期限である。
 - カ. 指定を受けた日が令和元年 10 月 1 日以降の場合は、指定を受けた日から 5 年が有効期限であるが、更新の申請時期については、5 年を超えない範囲にて、水道事業者が別途有効期限を設定する。
- ③ 指定給水装置工事事業者が、指定の有効期限の満了の日までに更新の申請を行ったにもかかわらず、水道事業者の「更新の決定」が、その期間内に完了せずに期限を経過してしまった場合でも、「更新の決定」がなされるまでの間は、指定の効力は継続している。
- ④ 更新後の指定の有効期限は、更新を行う前の指定の有効期限の満了の日の翌日から起算する。
- ⑤ 水道事業者より、更新の対象となる指定給水装置工事事業者に対して、届出されている連絡先に事前周知したが、宛先不明等によって通知不可（不着）だった場合、再通知等による一定の周知は行わないため、それにより更新の申請を失念し有効期限を超過した場合は、失効の取扱いとなる。また、指定を失効した旨の通知も行わないものとする。

4. 事業の運営

- ① 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準（水道法第 25 条の 8 及び水道法施行規則第 36 条）を遵守する義務を負うとともに、それに違反した場合は、指定の取消しを受けることがある。（水道法第 25 条の 11）
 - ② 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに給水装置工事を施行するため、厚生労働省令の定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。（水道法第 25 条の 4）
 - ③ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。（水道法施行規則第 36 条第 1 項第 2 号）
 - ④ 主任技術者及び給水装置工事に従事する者の技術向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。（水道法施行規則第 36 条第 1 項第 4 号）
 - ⑤ 次に掲げる行為は行わないこと。（水道法施行規則第 36 条第 1 項第 5 号）
- イ. 水道法施行令第六条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
（水道法施行規則第 36 条第 1 項第 5 号イ）
- ロ. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
（水道法施行規則第 36 条第 1 項第 5 号ロ）
- ⑥ 施行した給水装置工事（水道法施行規則第 13 条に規定する軽微な変更を除く。）ごとに、指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。（水道法施行規則第 36 条第 1 項第 6 号）
- イ. 施主の氏名又は名称
 - ロ. 施行の場所
 - ハ. 施行完了年月日
 - ニ. 給水装置工事主任技術者の氏名
 - ホ. 竣工図
 - ヘ. 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - ト. 水道法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

5. 技能を有する者

- ① 水道法施行規則第 36 条第 1 項第 2 号に規定された「適切に作業を行うことができる技能を有する者」とは、平成 9 年 8 月 11 日付、衛水第 217 号、厚生省水道整備課長通知の第 4 の 5 の (2) により、「配水管への分水栓の取付け～正確な作業を実施することができる者」とされていた。その後、平成 20 年 3 月 21 日付、衛水発第 0321001 号、厚生労働省水道課長通知「給水装置工事業業者の指定制度等の適正な運用について」の中で適切な配管技能者の確保の項目で示された。具体的には、水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称も含む。）、職業能力開発促進法第 44 条に規定する配管技能士及び同法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者、財団法人給水装置工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者等が想定されるが、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。

1-5 給水装置工事主任技術者

1. 主任技術者の役割

- ① 主任技術者は、指定給水装置工事業業者から事業所ごとに選任され、給水装置工事ごとに指名されることから、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適正を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- ② 主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置を完成させるために工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難度、関係行政機関等との間の調整と手続きなどを熟知していなければならない。
- ③ 主任技術者は、適切な技能を有する者等、給水装置工事に従事する従業員に対して施工する給水装置工事に関する技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

2. 主任技術者に求められる知識と技能

- ① 給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の設置又は変更の工事であることから、給水装置の選択や工事の施工が不良であれば、その給水装置によって水の供給を受ける需要者のみならず、水道事業者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせるおそれもあるので、十分な注意を要する工事である。

- ② 給水装置工事は、布設される給水管や弁類などが地中や壁中に隠れてしまうので、施工の不良を発見することも、それが発見された場合の修繕も容易ではないという特殊性があり、そのため、主任技術者は、常に、水道が市民の健康・安全に欠くことができないものであるという基本認識を忘れずに業務に携わることが必要であり、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。
- ③ 給水装置工事は、現場ごとに発注者から目標品質が定められる「受注生産」であり、また「現場施工」であること等の建設工事としての特殊性もあり、個々の現場の状況や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理などを適切に行わなければならない。
- ④ 主任技術者には、調査段階から検査段階に至るまでのそれぞれの段階に応じて、次のような職務を確実に実施できるような様々な専門的知識及び技能が求められる。

ア. 調査段階

(1) 事前調査

- ・ 給水装置工事の現場について十分な調査を行う。
- ・ 必要となる官公署等の手続きを漏れなく確実に行う。

(2) 水道事業者との調整

- ・ 給水条例等に定められている給水契約の申込みの手続きなどを調べる。
- ・ 給水装置工事の施行の内容について、あらかじめ打ち合わせを行う。
- ・ 道路下の工事については、警察署及び道路管理者との調整を行う。

イ. 計画段階

(1) 給水用具・機材の選定

- ・ 構造・材質基準に適合した給水管及び給水用具の中から、現場の状況に合ったものを選択する。
- ・ 施主等から構造・材質基準に適合しない給水用具等の使用を指示された場合は、使用できない理由を説明し、基準に適合するものを使用する。
- ・ 配水管分岐部からメーターまでの間の使用材料については、水道事業者が指定する材料を使用する。

(2) 工事方法の決定

- ・ 給水装置工事は、給水管や給水用具からの汚水の吸引や逆流、外部からの圧力による破損、酸・アルカリによる侵食や電食、凍結などが無いように、構造・材質基準に定められた給水システムに係る基準を満足するように設計する。

(3) 必要な機械器具の手配

- ・給水装置工事には、配水管の接合、管の切断・接合、給水用具の給水管への取付けなどの様々な工種がある。そのため、工種や使用材料に応じた適正な機械器具を判断し手配する。

(4) 施工計画、施工図の作成

- ・給水装置工事を予定の期間内で迅速かつ確実に行うため、現場作業にかかる前に、あらかじめ詳細な施工計画、施工図を定めておき、工事従事者に周知徹底をしておくことなどの措置を講じる。

ウ. 施工段階

(1) 工事従事者に対する技術上の指導監督

- ・給水装置工事には、難度の高い熟練した技術力を必要とするものがあるため、主任技術者は、施工する工種と現場の状況に応じて、必要な能力を有する配管工などの配置計画をたて、工事従事者の役割分担と責任範囲を明確にし、品質目標に適合した工事が行われるよう工事従事者に対する技術的な指導監督を行う。
- ・配水管分岐部及び道路下の配管工事において、適正な工事が行われなかった場合には、水道施設を損傷したり、汚水の流入による広範囲にわたる水質汚染事故を生じたり、道路漏水で陥没などの事故を生じさせたりすることがあるので、十分な知識と技能を有する者に工事を行わせる。

(2) 工程管理・品質管理・安全管理

- ・主任技術者は、調査段階、計画段階に得られた情報に基づき、又は計画段階で関係者と調整して作成された施工計画に基づき、適切な工事工程を定めそれを管理する。
- ・給水装置工事の品質管理は、工事の施主に対して、あらかじめ契約書などで約束している給水装置を提供する。
- ・主任技術者は、職務として、給水装置の構造及び材質が、構造・材質基準に適合していることの確認を行う。
- ・工事の実施に当たっては、水の汚染や漏水が生じることが無いように工事の品質管理を行う。
- ・安全管理は、工事従事者の安全の確保と、特に、道路下の配管工事については、道路工事を伴うことから通行者の安全の確保及びガス管や電線、電話線などの地下埋設物の保安に万全を期すことが必要である。

(3) 工事従事者の健康の管理

- ・給水装置工事の施工に当たっては、工事従事者の健康状態にも注意し、水道水が汚染されるといった事態が生じないように管理する。

エ. 検査段階（第9章工事申込手続き参照）

(1) 主任技術者が行う竣工検査

- ・主任技術者は水道法第25条の4第3項の規定により、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合しているかを確認し、厚生労働省令で定める竣工図等の書類検査、現地検査を行うこと。
- ・自主検査完了後、給水装置工事竣工届、給水装置工事自主検査報告書等の書類を提出し、管理者の行う竣工検査に立ち会うこと。

(2) 管理者が行う検査の立会い

- ・提出された書類の内容及び給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していることを主任技術者により確認されていること等の書類検査を行う。
- ・現地検査は主任技術者が立会い、提出された書類の整合、残留塩素等の水質の確認、耐圧試験等を行う。

1-6 給水装置の区分

1. 給水装置は、給水装置工事申込者が工事費を負担し、設置するもので個人の財産であるが、その部分によって各区分がある。（図1-1）

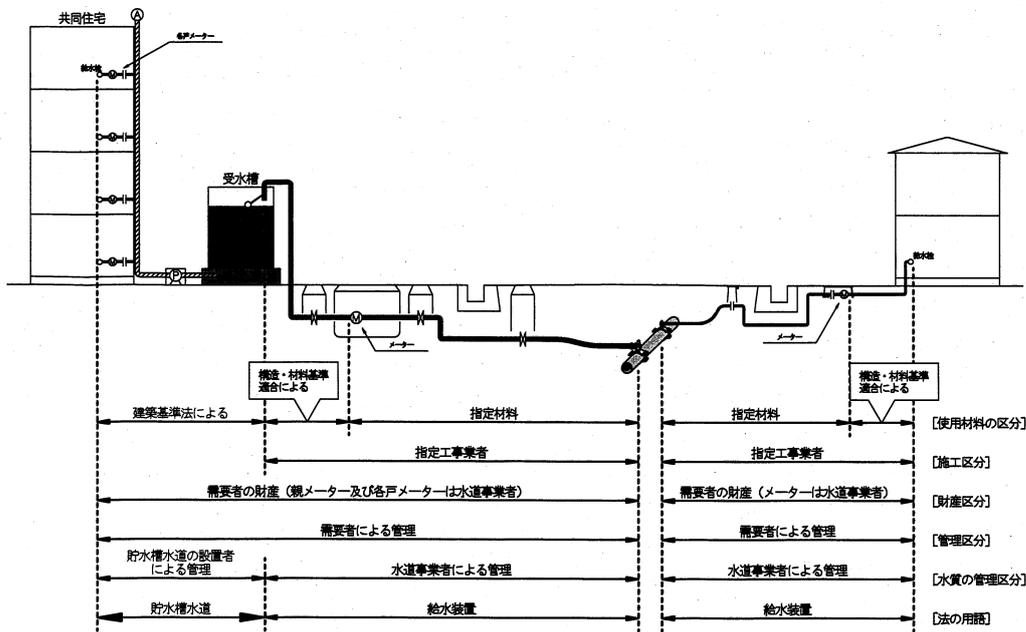


図1-1 給水装置の使用材料・施工等の管理区分